

豊田市国民保護計画の変更について

1 趣旨

豊田市国民保護計画（平成27年2月改訂）は、国民保護法第35条の規定により、「都道府県の国民の保護に関する計画（以下「県計画」）に基づき作成する計画である。

平成29年12月の「国民の保護に関する基本方針」の変更等に伴い県計画が変更されたことや、ラグビーワールドカップ2019における市の危機管理対応の実績等を踏まえ、豊田市国民保護計画の所要の変更を行う。

2 主な変更内容

（1）平成29年の基本指針変更等に伴うもの

ア 市における訓練の実施内容の追加

NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練などについて、より実践的なものとするよう努める旨を追加

イ 避難施設の指定への協力内容の追加

県が行う避難施設の指定に際して、市から施設収容人数等の必要な情報を県に提供する旨を追加

ウ 警報の内容の伝達方法の追加

市が全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等を用いて情報を伝達する旨を追加

エ 弾道ミサイル攻撃に備えた平素の取組内容の追加

弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める旨を追加

オ 市対策本部体制等における職員参集基準の変更内容の追加

ラグビーワールドカップ2019開催に向けて構築し、実践した「緊急対策チーム体制」等のメンバー構成を職員参集基準に反映

（2）軽微な変更

統計データ時点更新、組織改編の反映、用語の変更等

3 変更スケジュール

・愛知県事前協議	提出	令和2年12月15日
・同	回答	令和3年1月18日
・豊田市国民保護協議会	諮問	令和3年2月10日
・同	答申	月 日
・愛知県本協議	提出	月 日
・同	回答	月 日
・議会報告		月 日
・印刷製本、配布		4月～5月

豊田市国民保護協議会条例の一部改正について

1 要旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、豊田市国民保護協議会を含む審議会等の会議を招集せず書面の交換等による決議を行う必要が生じたため、豊田市国民保護協議会条例において、会議の特例を設定するほか所要の改正を行った。なお、同条例は公布の日から施行し、改正後の豊田市国民保護協議会条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

2 会議の特例の設定

豊田市国民保護協議会条例の第5条として、下記の事項を追加する。

(会議の特例)

第5条 会長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による書面又は電磁的記録による審議について準用する。この場合において、前条第2項中「協議会」とあるのは「会議における審議」と、「の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない」とあるのは「から書面又は電磁的記録により回答がなければ成立しない」と、同条第3項中「出席した委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と読み替えるものとする。